

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 5 号に規定する吾智網漁業（吾智網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）6 月 22 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
吾智網漁業	吾智網漁業	別記 1 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	1 隻	1 葦北郡芦北町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記 2 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	5 隻	1 葦北郡芦北町大字女島、鶴木山に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記 3 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	11 隻	1 葦北郡津奈木町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記 4 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	2 隻	1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
吾智網漁業	吾智網漁業	別記5のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	2隻	1 上天草市龍ヶ岳町樋島に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記6のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	1隻	1 上天草市龍ヶ岳町大道に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記7のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	1隻	1 上天草市龍ヶ岳町大道に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記8のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	8隻	1 天草市新和町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記9のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	6隻	1 天草市河浦町宮野河内に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記10のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	1隻	1 天草市栖本町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
吾智網漁業	吾智網漁業	別記 11 のとおり	1月1日から 12月31日まで	船舶の総トン数：5トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	37 隻	1 天草市御所浦町御所浦、牧島、横浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年（2026 年）6 月 22 日から令和 8 年（2026 年）7 月 17 日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和 8 年（2026 年）8 月 1 日から令和 11 年（2029 年）7 月 31 日 までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 「かえし網」をつけてはならない。

ウ 「天井網」をつけてはならない。

エ 袋部及び身網部に「すじなわ」（袋網から袋じりにかけてつけられたロープ）をつけてはならない。

オ 沈子方にチェーン又はワイヤーロープ等、若しくは、これらを利用したコンパウンドロープ、又は、沈子及び沈子網が一体となったグランドロープ（巻きグランドロープも含む）を使用してはならない。

カ 浮子網の長さは 70 メートル以下で、かつ、浮子網から魚捕部末端までの長さは、浮子網の長さの 10 分の 7 以内でなければならない。

キ 推進機関を使用して、えい網してはならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は令和 5 年（2023 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記 1

操業区域

不知火海

葦北郡津奈木町沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町竹島西端を見通した線以南の不知火海。

ただし、共同漁業権漁場内を除く。

また、下表の左欄の期間中右欄の区域を除く。

期 間	区 域
5月 1日から 7月 31日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 葦北郡津奈木町沖の島灯台 イ 葦北郡津奈木町帆柱崎 ウ 葦北郡津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町うさぎ鼻 オ 天草市御所浦町嵐口崎 カ 上天草市龍ヶ岳町竹島西端

別記 2

操業区域

不知火海

葦北郡津奈木町沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町竹島西端を見通した線以南の不知火海。

ただし、共同漁業権漁場内は、上記の見通し線以南の火共第 3 号共同漁業権漁場内芦北地先に限る。

また、下表の左欄の期間中右欄の区域を除く。

期 間	区 域
5月 1日から 7月 31日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 芦北郡津奈木町沖の島灯台 イ 芦北郡津奈木町帆柱崎 ウ 芦北郡津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町うさぎ鼻 オ 天草市御所浦町嵐口崎 カ 上天草市龍ヶ岳町竹島西端

別記 3

操業区域

不知火海

葦北郡津奈木町沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町竹島 西端を見通した線以南の不知火海。
ただし、共同漁業権漁場は、上記の見通し線以南の火共第 3 号共同漁業権漁場内津奈木地先に限る。
なお、下表の左欄の期間中右欄の区域を除く。

期 間	区 域
5 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 葦北郡津奈木町沖の島灯台 イ 葦北郡津奈木町帆柱崎 ウ 葦北郡津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町うさぎ鼻 オ 天草市御所浦町嵐口崎 カ 上天草市龍ヶ岳町竹島西端

別記 4

操業区域

不知火海

葦北郡津奈木町沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町竹島西端を見通した線以南の不知火海。
ただし、火共第 4 号及び同第 7 号共同漁業権漁場内以外の共同漁業権漁場内を除く。
また、下表の左欄の期間中右欄の区域を除く。

期 間	区 域
5 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 葦北郡津奈木町沖の島灯台 イ 葦北郡津奈木町帆柱崎 ウ 葦北郡津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町うさぎ鼻 オ 天草市御所浦町嵐口崎 カ 上天草市龍ヶ岳町竹島西端

別記 5

操業区域

葦北郡津奈木町（以下、「津奈木町」という。）沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）竹島西端を見通した線以南の不知火海。ただし、次のキ、ク、サ、シ、キを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域以外の共同漁業権漁場内を除く。

また、左欄の期間中右欄の区域を除く。

期 間	区 域
5 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 津奈木町沖の島灯台 イ 津奈木町帆柱崎 ウ 津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）うさぎ鼻 オ 御所浦町嵐口崎 カ 龍ヶ岳町竹島西端

基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号（龍ヶ岳町と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 236 号（龍ヶ岳町樋島南端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 239 号（龍ヶ岳町樋島琵琶ノ首東端）

キ 基点 2 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

ク 基点 3 と御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 325 度 8 分、1,500 メートルのところ

ケ 基点 3 と葦北郡芦北町殿島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 27 度 5 分、1,500 メートルのところ

コ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

サ アとカを結んだ線とクとケを結んだ線の交点

シ アからカを見通した線とコとキを結んだ線の交点

別記 6

操業区域

葦北郡津奈木町（以下、「津奈木町」という。）沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）竹島西端を見通した線以南の不知火海。
ただし、共同漁業権漁場内を除く。

また、左欄の期間中右欄の区域を除く。

期 間	区 域
5月 1日から 7月31日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 津奈木町沖の島灯台 イ 津奈木町帆柱崎 ウ 津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）うさぎ鼻 オ 御所浦町嵐口崎 カ 龍ヶ岳町竹島西端

別記 7

操業区域

葦北郡津奈木町（以下、「津奈木町」という。）沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）竹島西端を見通した線以南の不知火海。ただし、次の基点1、基点9、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第12号共同漁業権漁場内 大道地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。また、左欄の期間中右欄の区域を除く。

期 間	区 域
5月1日から 7月31日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 津奈木町沖の島灯台 イ 津奈木町帆柱崎 ウ 津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）うさぎ鼻 オ 御所浦町嵐口崎 カ 龍ヶ岳町竹島西端

- 基点1 熊本県漁場基点天第227号（龍ヶ岳町切支丹鼻南端）
- 基点2 熊本県漁場基点天第219の1号（龍ヶ岳町ダテク島南端）
- 基点3 熊本県漁場基点天第230号（御所浦町猿子島北西端）
- 基点4 熊本県漁場基点天第231号（御所浦町横浦島北端）
- 基点5 熊本県漁場基点天第233号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）
- 基点6 熊本県漁場基点天第229号（龍ヶ岳町横島南端）
- 基点7 熊本県漁場基点天第232号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）
- 基点8 熊本県漁場基点天第222号（御所浦町困窮島北端）
- 基点9 熊本県漁場基点天第228号（龍ヶ岳町横島北端）
- 基点10 熊本県漁場基点天第266号（御所浦町嵐口崎北端）
- ア 横島西海岸線における龍ヶ岳町と天草市倉岳町との境界
- イ 基点6と基点7を見通した線から基点6を基点として右へ170度30分、1,000メートルのところ
- ウ 基点6と基点7を見通した線から基点6を基点として右へ171度55分、2,295メートルのところ
- エ 基点2と天草市戸の崎南端を見通した線から基点2を基点として右へ21度25分、1,100メートルのところ

- オ 基点2から天草市新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点2から1,100メートルのところ
- カ 基点2から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点2から220メートルのところ
- キ 基点2と大通越鼻を見通した線から基点2を基点として右へ296度3分、310メートルのところ
- ク 基点8から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点8から270メートルのところ
- ケ 基点8から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点8から180メートルのところ
- コ 基点3と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点3を基点として右へ4度23分、450メートルのところ
- サ 基点6から御所浦町牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点6から900メートルのところ
- シ 基点4と基点9を見通した線から基点4を基点として右へ354度30分、360メートルのところ
- ス 基点5と基点4を見通した線から基点5を基点として右へ354度3分、270メートルのところ
- セ 基点5と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点5を基点として右へ295度52分、1,435メートルのところ
- ソ タから真方位191度30分の線が、セからチを見通した線と交わるところ
- タ 龍ヶ岳町松ヶ鼻南端（松ヶ鼻灯台）
- チ 基点10と龍ヶ岳町柵島東端を見通した線から基点10を基点として右へ5度15分、2,370メートルのところ

別記 8

操業区域

葦北郡津奈木町（以下、「津奈木町」という。）沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）竹島西端を見通した線以南の不知火海。ただし、次の基点1、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、基点6を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第10号共同漁業権漁場内新和地先及び天草市楠浦地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。また、左欄の期間中右欄の区域を除く。

期 間	区 域
5月1日から 7月31日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 津奈木町沖の島灯台 イ 津奈木町帆柱崎 ウ 津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）うさぎ鼻 オ 御所浦町嵐口崎 カ 龍ヶ岳町竹島西端

- 基点1 天草市新和町（以下、「新和町」という。）と同市河浦町（以下、「河浦町」という。）との海岸線における境界
- 基点2 熊本県漁場基点天第194号（新和町二本木丸瀬鼻南端）
- 基点3 熊本県漁場基点天第183号（河浦町宮野河内女岳押し鼻東端）
- 基点4 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町（以下、「下浦町」という。）と同市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））
- 基点5 熊本県漁場基点天第403号（新和町大多尾字中ノ尾四〇三六番地七返鼻北東端）
- 基点6 天草市楠浦町錦崎南端
- キ 基点1から真方位156度30分、1,620メートルのところ
- ク 基点2から真方位207度30分、632メートルのところ
- ケ 基点3から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ1度40分、2,000メートルのところ
- コ 新和町立の鼻から御所浦町葛島山頂を見通した線上、立の鼻から1,260メートルのところ
- サ 基点4から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点4から900メートルのところ
- シ 下浦町戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点
- ス 戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から540メートルのところ
- セ 天草市上血塚島西端から真方位238度、540メートルのところ

別記 9

操業区域

葦北郡津奈木町（以下、「津奈木町」という。）沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）竹島西端を見通した線以南の不知火海。ただし、次の基点 1、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点 5 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第 10 号共同漁業権漁場内宮野河内地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

また、左欄の期間中右欄の区域を除く。

期 間	区 域
5 月 1 日から 7 月 31 日まで	<p>次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>ア 津奈木町沖の島灯台 イ 津奈木町帆柱崎 ウ 津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）うさぎ鼻 オ 御所浦町嵐口崎 カ 龍ヶ岳町竹島西端</p>

基点 1 天草市新和町（以下「新和町」という。）と天草市河浦町（以下「河浦町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号（新和町二本木丸瀬鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号（河浦町宮野河内女岳の押落し鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 181 号（河浦町上の島灯台）

基点 5 熊本県漁場基点天第 179 号（天草市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界）

キ 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ

ク 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ

ケ 基点 3 から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 1 度 40 分、2,000 メートルのところ

コ 基点 3 と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 354 度 10 分、1,800 メートルのところ

サ 基点 4 と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点 4 を基点として右へ 17 度、300 メートルのところ

シ 基点 5 と河浦町産島南西端を見通した線から基点 5 を基点として右へ 10 度 43 分の線と新和町立の鼻から河浦町上馬刀島西端を見通した線とが交わるところ

別記 10

操業区域

葦北郡津奈木町（以下、「津奈木町」という。）沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）竹島西端を見通した線以南の不知火海。
 ただし、次の基点 1、キ、ク、ケを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第 11 号共同漁業権漁場内栖本町地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

また、左欄の期間中右欄の区域を除く。

期 間	区 域
5 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 津奈木町沖の島灯台 イ 津奈木町帆柱崎 ウ 津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）うさぎ鼻 オ 御所浦町嵐口崎 カ 龍ヶ岳町竹島西端

基点 1 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町（以下、「栖本町」という。）との海岸線における境界（船瀬鼻南端）

キ 基点 1 から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 1 から 900 メートルのところ

ク 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）阿房の浦橋東角から御所浦町黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ケ 倉岳町と栖本町との海岸線における境界

別記 11

操業区域

操業区域（不知火海及び天共第 13 号共同漁業権漁場内）

葦北郡津奈木町（以下、「津奈木町」という。）沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）竹島西端を見通した線以南の不知火海。

ただし、天共第 13 号共同漁業権漁場内以外の共同漁業権漁場内を除く。

また、左欄の期間中右欄の区域を除く。

期 間	区 域
5 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 津奈木町沖の島灯台 イ 津奈木町帆柱崎 ウ 津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）うさぎ鼻 オ 御所浦町嵐口崎 カ 龍ヶ岳町竹島西端